

奈良市公報

号 外 第 6 号

(平成27年10月後半分)

平成28年 7 月 8 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春 日

目 次

告 示

○放置自転車等の保管	1
○公有財産の売払い	1
○放置自転車等の保管	2
○平成27年度市・県民税納税通知書の公示送達	2
○生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の辞退の届出	2
○生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	2
○生活保護法の規定による施術者の指定	3
○地縁による団体の認可	3
○奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示	3
○徴収事務の委託	4
○放置自転車等の保管（3件）	4
○奈良市営墓地使用者の募集	5
○道路の区域の変更	6
○道路の供用開始	6
○放置自転車等の保管	6
○放置自転車等の処分	6
○一般競争入札の実施	7

公 営 企 業

○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）	7
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	7
○奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	7
○配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱	8

教 育 委 員 会

○臨時教育委員会の開催	10
-------------	----

選挙管理委員会

○選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧	10
○在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧	10

農 業 委 員 会

○農政部会の招集	10
----------	----

告 示

奈良市告示第731号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年10月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年10月15日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和寺大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 引取りのための必要事項
 - 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
 - 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）	
- 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成27年10月16日掲示済)

奈良市告示第732号

公有財産の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市

規則第43号) 第2条の規定により公告します。

平成27年10月19日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する公有財産物件
(自動車 8件)

以下の物件を個別に入札に付し、売り払う。詳細は、ヤフー株式会社がインターネットにて提供するインターネット公有財産売却システム（Yahoo!オークション 官公庁オークション）による。

物件番号	物件名	初年度登録	排気量 (L)	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
車-1	ダイハツ アトレー	平成14年2月	0.65	10,000	1,000
車-2	ダイハツ ミラ	平成14年2月	0.65	10,000	1,000
車-3	トヨタ プラッツ	平成14年2月	1.49	10,000	1,000
車-4	三菱 リベロ	平成12年6月	1.46	5,000	500
車-5	スズキ アルト	平成6年	0.65	5,000	500
車-6	トヨタ プレミオ	平成8年2月	1.99	5,000	500
車-7	トヨタ スプリンター	平成11年6月	1.49	5,000	500
車-8	トヨタ コースター	平成11年3月	4.16	700,000	70,000

※「予定価格」とは最低売却価格であり、この金額以上の入札額を有効とする。

以下省略

(平成27年10月19日揭示済)

奈良市告示第733号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年10月20日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成27年10月19日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年10月20日揭示済)

奈良市告示第734号

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
医療法人小川会 おがわ歯科クリニック	奈良県奈良市六条二丁目3-20	平成27年10月1日

(平成27年10月21日揭示済)

奈良市告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の3の規定により告

平成27年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部税務室市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成27年10月20日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	別紙のとおり
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成27年10月20日揭示済)

奈良市告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関から事業を辞退した旨の届出がありましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成27年10月21日

奈良市長 仲川元庸

示します。

平成27年10月21日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成27年10月 1 日
こまどりと丘ケアプランセンター	奈良県奈良市二名一丁目2356番地の 1		
社会福祉法人 大和清泉会	奈良県奈良市二名一丁目2361番地の 3		
リッスンホームヘルプセンター都祁店	奈良県奈良市針町786－2 小西ビル 1 F	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成27年10月 1 日
LISTEN株式会社	滋賀県大津市南郷一丁目 2 番17号		

(平成27年10月21日揭示済)

奈良市告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第 1 項の規

定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の 3 の規定により次のとおり告示します。
平成27年10月21日
奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
和田 友恵		柔道整復	平成27年 9 月24日
日向整骨院（和田 友恵）	奈良県奈良市恋の窪三丁目 8 番 1 － 2 号		

(平成27年10月21日揭示済)

奈良市告示第738号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第 1 項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。
平成27年10月22日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 名称
出屋敷町自治会
2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
1）会員相互の親睦を図る
2）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
3）美化・清掃等区域内の環境の整備
4）防犯・防災活動に関する取り組み
5）集会施設の維持管理
6）その他、本会の目的を達成する必要と認められること
3 区域
本会の区域は奈良市出屋敷町 1 番 1 号から147番 3 号までの地域とする。
4 事務所
奈良市出屋敷町167番地
5 代表者の氏名及び住所

会長 虎杖 徳明
奈良市出屋敷町167番地
6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
7 代理人の有無
なし
8 規約に定めた解散の事由
(1) 本会は地方自治法第260条の20第 2 号から第 5 号までの規定により解散する。
(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。
9 認可年月日
平成27年10月21日
(平成27年10月22日揭示済)

奈良市告示第739号
奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成27年10月22日
奈良市長 仲 川 元 庸
奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の一部を改正する告示
奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱（平成12年奈良市告示第325

号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「法」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）」に改め、同条第15号中「法」を「旧法」に改め、同条第16号中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同条第17号中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同条第18号中「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に改め、同条に次の2号を加える。

(25) 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）をいう。

(26) 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）をいう。

第4条第1項に次の2号を加える。

(16) 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業

(17) 第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業

別表中「夜間対応型訪問介護」を「夜間対応型訪問介護
第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業」

に改める。

附 則

この告示は、平成27年10月22日から施行し、この告示による改正後の奈良市社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額の軽減制度事業実施要綱の規定は、平成27年4月1日以後に提供されるサービスに係る軽減から適用する。

(平成27年10月22日揭示済)

奈良市告示第740号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成27年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

第7条中「5月1日」を「6月1日」に、「6月30日」を「7月31日」に改める。

第9条中「7月1日」を「8月1日」に、「6月30日」を「7月31日」に、「6月まで」を「7月まで」に改める。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第3項の前面に見出しとして「(軽減割合の特例)」を付し、附則第5項に見出しとして「(確認証の有効期間の特例)」を付し、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

5 平成27年4月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き第3条の規定に該当する者の軽減割合は、別表の規定にかかわらず、居住費以外に係る利用者負担額については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とし、居住費に係る利用者負担額については全額とする。

附則に次の1項を加える。

(軽減法人等に対する助成の特例)

7 平成27年度においては、自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるとする。この場合において、助成措置以外の実施方法は、この要綱（第14条を除く。）の定めるところによるものとする。

に、「介護予防認知症対応型通所介護」を「介護予防認知症対応型通所介護
第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業」

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市南京終町七丁目566 有限会社 南都観光社	「小中一貫教育全国サミットinなら」資料代

2 委託の期間

委託の期間	徴収事務
平成27年10月26日から 平成28年2月15日まで	「小中一貫教育全国サミットinなら」資料代

(平成27年10月23日揭示済)

奈良市告示第741号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成27年10月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年10月22日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年10月23日揭示済)

奈良市告示第742号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成27年10月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年10月25日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年10月26日揭示済)

奈良市告示第743号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成27年10月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成27年10月27日

3 移動対象区域

J R 奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成27年10月27日揭示済)

奈良市告示第744号

奈良市営墓地使用者を次のとおり募集します。

平成27年10月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 申込み・受付

(1) 募集区画

寺山霊苑 7 区画(A 東募集区 4 区画、A 西募集区 1 区画、B 東募集区 2 区画)

七条町南山墓地 5 区画

(2) 募集内容

ならしみんだより11月号及び奈良市ホームページに掲載します。

使用申込書及び使用申込案内は、生活環境課・各出張所・各行政センター・各連絡所及び市民サービスセンターで配布します。

(3) 申込資格

奈良市に住民登録があり、現に居住している世帯主

※ 申込資格の審査は当選者について行い、資格条件を満たさない場合は、当選が無効になります。

(4) 申込期間

ア 持参による申込みの場合

平成27年11月 2 日(月)から11月24日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

提出先：奈良市役所市民生活部生活環境課
(奈良市役所東棟 1 階)

イ 送付による申込みの場合

平成27年11月 2 日(月)から11月24日(火)まで
【必着】

送付先：奈良市役所市民生活部生活環境課

(5) 申込時間

持参による申込みの場合

午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

(6) 注意事項

ア 持参による申込みの場合 申込書に必要事項を記入のうえ、抽選結果送付用82円切手 1 枚と共に申込場所に提出してください。

イ 送付による申込みの場合 申込書、受付控送付用 82円切手 1 枚及び抽選結果送付用82円切手 1 枚を同封し、送付してください。

ウ 持参による申込みの場合 記載事項の確認のため、内容の分かる方が直接申し込んでください。

エ 1 世帯 1 区画とし、世帯主で申し込んでください。

オ いずれか一つの募集区を決めて申し込んでください。ただし、区画場所の指定はできません。

カ 一度申込みされた後の募集区の変更はできません。

キ 申込み状況の問合せについてはお答えできません。

ク 使用許可後 3 年以内に碑石等を建設してください。建設されないときは、使用許可を取り消すことがあります。

※ 申込みにあたり、資格条件を満たしていない場合や、上記事項が守れていない場合は無効になります。

2 公開抽選(申込者多数の場合)

(1) 抽選日時

平成27年12月 1 日(火) 午前10時から

- (2) 抽選場所
奈良市役所北棟2階第16会議室
- (3) 抽選結果については、封書で通知します。
- (4) 電話での問合せはご遠慮ください。
- 3 使用許可申請
- (1) 申請期間
平成27年12月28日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 申請時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申請場所
奈良市役所市民生活部生活環境課
（奈良市役所東棟1階）
- (4) 当選通知書、使用許可申請書、申込み受付控、住民票（申請者のみで続柄記載のもの）及び印鑑を持参してください。
- (5) 申請時に資格審査を行い、その後墓地使用許可書をお渡しします。
- 4 墓地使用料の払込み
- (1) 納付期限
平成28年1月8日（金）まで

- (2) 使用許可申請時に当初使用料・年間使用料納入通知書をお渡ししますので、指定金融機関又は代理金融機関で納付してください。なお、使用許可申請時に当初使用料・年間使用料を直接納付していただいても結構です。
- (3) 納付期限までに使用料を納入されない場合は、使用許可を取り消すことがあります。
- 5 使用開始
平成28年2月1日（月）から使用を開始します。
- 6 連絡先
奈良市役所市民生活部生活環境課
0742-34-3502（ダイヤルイン）
（平成27年10月29日揭示済）

奈良市告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年10月30日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第371号線	六条二丁目1118番地先から 六条二丁目1471番地先まで	前	5.3～6.0	181.8	
		後	4.2～6.0	200.9	

（平成27年10月30日揭示済）

奈良市告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成27年10月30日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成27年10月30日

奈良市長 仲川元庸

路線名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
中部第371号線	六条二丁目1118番地先から 六条二丁目1471番地先まで	4.2～6.0	200.9	

（平成27年10月30日揭示済）

奈良市告示第747号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年10月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成27年10月29日
- 3 移動対象区域
ＪＲ奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周

辺自転車等放置禁止区域
以下省略

（平成27年10月30日揭示済）

奈良市告示第748号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成27年10月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成27年10月30日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成27年 4 月 5 日、同月 7 日、同月 9 日、同月10日、
同月14日、同月16日、同月17日、同月20日、同月24日及
び同月27日

(平成27年10月30日揭示済)

奈良市告示第749号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成27年10月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	奈良市観光振興計画及び奈良市観光総合調査業務委託
業務内容	奈良市観光総合調査の実施及び奈良市観光振興計画の策定
委託期間	契約の日から平成28年 3 月31日まで
契約形式	委託契約

以下省略

(平成27年10月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第78号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年10月21日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社水協	代表取締役 井川 英輝	大阪府大阪市天王寺区東高津町 3 - 29	平成27年10月20日

(平成27年10月21日揭示済)

奈良市企業局告示第79号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈

良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年10月28日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
F・S	代表者 福田 真司	奈良県生駒郡斑鳩町龍田西二丁目 3 番12- 203号	平成27年10月27日

(平成27年10月28日揭示済)

奈良市企業局告示第80号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃

止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年10月28日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
梶本水道工業	梶本 征次	奈良県香芝市下田西 2 - 5 - 12	平成27年10月27日

(平成27年10月28日揭示済)

奈良市企業局告示第81号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成27年10月28日

奈良市公営企業管理者

池 田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
梶本水道工業	梶本 勲	奈良県香芝市下田西2丁目5-12	平成27年10月27日

(平成27年10月28日揭示済)

奈良市企業局告示第82号

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱を次のように定める。

平成27年10月29日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

配水管等の破損事故に係る工事負担金請求事務等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市企業局（以下「局」という。）が管理する配水管等において、故意又は過失による損害が生じた場合の原形復旧に要する費用（以下「工事負担金」という。）の請求の基準及びその手続について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 配水管等 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設のうち、導水管、送水管、配水管等の管路及びその附属設備並びに同条第9項に規定する給水装置で概ねメータの下流側の継手より上流側をいう。
- (2) 損害事故 局が管理する配水管等の第三者による破損事故をいう。
- (3) 原因者 損害事故を発生させた者をいう。
- (4) 管理者 奈良市公営企業管理者をいう。

(原形復旧)

第3条 損害事故が発生した場合、その原因者は、直ちに局に通報することとし、その後速やかに配水管等破損事故届出書（別記様式。以下「届出書」という。）を提出しなければならない。

2 管理者は、届出書を受理したときは、配水管等の原形復旧を行うものとする。

3 原因者は、管理者が請求する工事負担金を支払うものとする。

(工事負担金)

第4条 工事負担金は、次に掲げる費用の合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- (1) 材料費（管理者が定める材料代価表による。）
- (2) 工事費（管理者が定める工事代価表による。）
- (3) 道路復旧費（道路管理者が定める基準に基づき管理者が定める。）
- (4) 諸経費（前3号に定める費用の合計額（以下「算出額」という。）に、当該算出額に応じて別表に定める諸経費率を乗じて得た額とする。）

2 前項のほか、損害事故が原因となり発生した濁水又は

断水について、局が復旧に要した費用を加算することができる。

(請求)

第5条 管理者は、第3条第1項の届出書を受理したときは、前2条の規定により工事負担金を算定し、局所定の納入通知書で原因者に請求するものとする。

2 原因者は、納入通知書に指定された納入期限までに工事負担金を支払わなければならない。

(減免)

第6条 管理者は、損害事故発生について特別の事情があると認めた場合は、工事負担金を減額し、又は免除することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行し、同日前に発生した損害事故に係る工事負担金については、適用しない。

別表（第4条関係）

算出額の区分	諸経費率
500万円以下の場合	14.38%
500万円を超え1,000万円以下の場合	13.60%
1,000万円を超え5,000万円以下の場合	11.80%
5,000万円を超える場合	管理者の定める率
備考 対応する区分に掲げる諸経費率を適用して算出した額が、直近下位の区分の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増加することができる。	

別記様式（第 3 条関係）

配水管等破損事故届出書

年 月 日

奈良市公営企業管理者

届出者（原因者）

住 所（〒 - ）

氏 名

印

電話番号

携帯電話番号

このたび、奈良市企業局が管理する配水管等を破損しましたので、原形復旧をお願いします。なお、復旧に係る費用については当方にて負担します。

また、納入期限を過ぎても費用を支払わない場合は、関係会社等に問い合わせされても異議ありません。

（届出者記入）

事故発生年月日	年 月 日 時 分
事故発生場所	奈良市
損害配水管等	
原因	
会社名等	(名称) (住所) (電話番号)
備考	名前及び住所が確認できる証明書等の提示又は名刺等の提出

(平成27年10月29日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第33号

平成27年10月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成27年10月28日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成27年10月29日（木）

午後5時00分から

2 場 所

奈良市役所 北棟5階 第20会議室

3 会議に付すべき事件

議事

議案第38号 人事について

傍聴受付は、開催日の午後4時から午後4時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成27年10月28日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第51号

平成27年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年12月3日から平成27年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年10月30日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成27年10月30日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第52号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成27年12月3日から平成27年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成27年10月30日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟4階

選挙管理委員会事務局内

(平成27年10月30日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第21号

奈良市農業委員会平成27年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成27年10月30日

奈良市農業委員会

農政部長 松 村 檜太郎

1 日時 平成27年11月6日（金） 午後1時30分

2 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 議案

第1号 農業に関するアンケートの実施について

第2号 農業相談会の実施について

第3号 平成28年遊休農地解消モデル事業実施計画について

4 報告

第1号 平成27年遊休農地解消モデル事業実施状況について

第2号 なら農業委員会だより第61号の編集について

第3号 農地利用状況調査の実施状況について

(平成27年10月30日揭示済)